

3.2.1 社会ニーズ対応推進委員会運営規程

| | |
|-------------|--------|
| 2006年10月11日 | 理事会決 |
| 2011年12月12日 | 理事会決イ) |
| 2013年 5月15日 | 理事会決ロ) |
| 2013年 6月25日 | 理事会決ハ) |
| 2013年 7月29日 | 理事会決ニ) |
| 2016年 9月 2日 | 理事会決ホ) |
| 2021年 9月22日 | 理事会決ヘ) |

第1条（目的） 社会ニーズ対応推進委員会（以下「委員会」という）は、理事会の補佐機関として、建築学及び関連分野総体の学術的知見を根拠とした政策決定への助言、社会や産業に対する行動規範の根拠となる知見の提供など、社会と積極的に関わる調査研究活動の推進を図ることを目的とする。

第2条（事業） この委員会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 現代のサステナブル社会に生じあるいは生起することが予測される下記に関する諸課題を抽出し、その解決のための共同研究体制構築と研究推進のための企画・調整に関する事項 へ)
 - 1) 脱炭素社会の構築に寄与するもの へ)
 - 2) 社会の情報化等に寄与するもの ホ) へ)
 - 3) 建築・都市再生に寄与するもの ホ)
 - 4) 安全・安心・健康環境の提供に寄与するもの ホ)
 - 5) 新時代に対応できる人材の育成と育成環境の整備に寄与するもの イ) ホ)
 - 6) 人口減少・少子高齢化社会・男女共同参画に寄与するもの ホ) へ)

なお上記の課題は当面取り組むべきテーマとし、5年ごとに見直すものとする。

- (2) 特別調査委員会の設置および改廃に関すること
- (3) 関連学術分野との連携企画に関すること
- (4) 産・官・学・民連携体制構築に関すること
- (5) 若手研究者・技術者、並びに男女共同参画施策に関すること
- (6) 学術推進委員会との相互連絡と調整に関すること
- (7) 理事会からの付託事項
- (8) その他この委員会の目的に則した事項

第3条（組織） 委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 社会ニーズ担当副会長 ハ)
- (2) 総務財務担当副会長 ロ)
- (3) 普及啓発担当副会長 ロ)
- (4) 学術担当副会長 ホ)

- (5) 会長が指名する学術理事2名 ホ)
- (6) 常置調査研究委員会委員長から会長が指名する3名 ホ)
- (7) 民間の理事経験者から会長が指名する2名 ホ)
- (8) 会員のなかから会長が指名する若干名 ホ)

第4条(委員長・副委員長・幹事) 委員会に委員長ならびに副委員長および幹事を置く。 ハ)

- 2. 委員長は、社会ニーズ担当副会長が当る。 ニ)
- 3. 副委員長は、総務財務担当、普及啓発担当及び学術担当副会長が当る。 ロ) ホ)
- 4. 幹事は、学術理事が当る。

第5条(幹事会) 委員会に幹事会を置く。

- 2. 幹事会は、委員長・副委員長・幹事並びに委員会構成員から委員長が指名する若干名をもって構成する。
- 3. 幹事会は、委員長が必要と認めたとときに開催する。

第6条(委員の任期) 委員の任期は2か年とし、6月に始まり翌々年5月に終わる。

ただし、再任は妨げない。

- 2. 本会役職による委員はその在任期間とする。

第7条(運営) 委員会は委員長が招集して開く。

- 2. その他運営に関する必要な事項は、委員会において定める。

第8条(規程の改廃) この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。 イ)

第9条(その他) 委員会は、その目的を達成するため、必要に応じて期限を限って臨時の小委員会を置くことができる。

- 2. 小委員会の組織運営については、その都度別にこれを定める。

附 則

- 1. この規程は2006年10月11日より適用する。
- 2. この規程は、一般社団法人設立の登記の日から施行する。 イ)
- 3. この規程は、2013年5月15日から施行する。 ロ)
- 4. この規程は、2013年6月25日から施行する。 ハ)
- 5. この規程は、2013年7月29日から施行する。 ニ)
- 6. この規程は、2016年9月2日から施行する。 ホ)
- 7. この規程は、2021年9月22日から施行する。 ヘ)